

「食」と「農」の大商談会 with いいともあいちブース出展業務 委託先募集要項

1 事業の目的

名古屋銀行を始めとした金融機関等と愛知県の共催により開催する「第5回あいち・じもと農林漁業成長応援「食」と「農」の大商談会 with いいともあいち」の会場内において、いいともあいち運動を活用して愛知県産農林水産物及びその加工品（以下、「県産農林水産物等」という。）を幅広くPRすることにより販路拡大を図る。

併せて、愛知県産豚肉及びその加工品（以下、「県産豚肉」という。）の消費拡大に取り組むことにより、豚コレラの発生により影響を受けている県内養豚関係事業者等を支援する。

2 委託業務の内容

- (1) いいともあいち情報コーナー設置
- (2) 商談会出展事業者支援
- (3) 県産豚肉消費拡大PR

3 委託業務の詳細

別添「食」と「農」の大商談会 with いいともあいちブース出展委託業務仕様書」委託業務内容のとおり。

4 応募資格

応募資格者は、国内における農林水産関係事業者向けの催事業務に精通しており、農林水産物や食品のPR、展示の企画・運営に豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「平成30（2018）・31（2019）年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、以下の営業種目の取扱内容すべてに登録されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。
（中分類）「03. 映画等製作・広告・催事」
（小分類）「02. 広告」のうち（細分類）「01. 広告企画・代行」
（小分類）「03. 催事」のうち（細分類）「01. イベント企画」、「02. 会場設営」及び「03. 展示」
- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。

5 募集期間

2019年10月29日（火）から2019年11月20日（水）午後5時まで（必着）

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
2,660,000円（消費税及び地方消費税込み）
ただし、2の委託業務の内容のうち、いいともあいち情報コーナー設置及び商談会出展事業者支援は1,660,000円（消費税及び地方消費税込み）以内、県産豚肉消費拡大PRは1,000,000円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。
- (3) 契約期間
契約締結日から2020年3月19日（木）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認めることとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催します。

日時 2019年11月5日（火）午後2時から午後3時まで

場所 愛知県自治センター 4階北 第2会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1-2

名古屋市営地下鉄名城線「市役所」駅から徒歩5分

※1 説明会への出席は必須条件ではありませんが、できる限り出席してください。欠席により不利益を受けられてもその責任を負いません。

※2 出席を希望する場合は、1社当たり2名までとし、前日までに件名を「食と農の大商談会 with いいともあいちへのブース出展委託業務説明会参加」とし、shokuiku@pref.aichi.lg.jp あて「事業者名」、「出席者数」及び「連絡先（電話番号）」を記載の上、送信してください。

8 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（別添様式1）
 - (イ) 見積書

※1 代表者印を押印の上、「愛知県知事」あてとしたもの

※2 2の委託業務の内容のうち、「いいともあいち情報コーナー設置及び出展事業者支援」と「県産豚肉消費拡大対策」の区分を明確にすること。

- (ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別添様式2）
- (エ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
- (オ) 定款又は寄付行為
- (カ) 直近3か年の決算報告書
- (キ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
- (ク) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）
- (ケ) 過去に実施した類似業務の成果書

イ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※ただし、上記(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)は正本1部のみの提出でよい。

ウ 提出期限

2019年11月20日（水）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送又は持参

持参の場合は、土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

(2) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎5階

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 需要拡大・ブランド力強化グループ

担当 西川、伊良部

電話 052-954-6434（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6940

(3) その他

ア 企画提案書の提出は、1者1案とする。

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

キ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要項に違反すると認められる場合

9 選定者数

1者

10 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時は、後日通知する。

ア 日時（予定）

2019年11月下旬

イ 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり15分間のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

(ア) 実施体制の的確性・実効性

(イ) 類似業務の実績等について

イ 業務内容について

(ア) 提案内容が具体的で実現可能か

(イ) 卓越性、独創性

ウ 業務の効果について

業務の波及効果、発展性

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

オ 社会的取組について

(ア) 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入）

ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。

(イ) 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。

(ウ) 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）

a 女性の活躍促進宣言を提出しているか。

b あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

a 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。

b あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。

(オ) エコモビリティライフの推進

あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。

(カ) 安全なまちづくりと交通安全の推進

愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。

(3) 選定

審査会の審査結果をうけ、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

11 スケジュール（予定）

2019年10月29日	委託先募集開始
11月5日	説明会の開催
11月20日	企画提案書の提出期限
11月下旬	審査委員会による審査、委託先の決定
12月上旬	契約締結
契約締結～	業務実施
2020年3月中旬	実績報告書（成果報告書を含む）の提出
2020年3月中旬	完了検査、請求書の提出
2020年4月下旬	委託料の支払い

12 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。